懲罰委員会規程

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下「本連盟」という。）の理事長は、本連盟の役員、選手その他本連盟及びパラ・パワーリフティング競技の関係者（以下「関係者」という。）が、本連盟の定める各規程に違反する行為、コンプライアンスに違反する行為、その他選手や役員、連盟の名誉を傷つける行為等（以下「違反行為」という。）があった場合、懲罰委員会を招集することが出来る。懲罰委員会は、審議の上、関係者の処分を検討する。

第一条　懲罰委員会の招集

理事長の懲罰委員会招集を受けて、理事１名、監事１名、相談役又は外部専門家等１名の３名をもって、委員会を開催する。

第二条　調査

懲罰委員会は、違反行為等の調査を行い、証拠書類を整え、関係者からの聞き取りを行い、違反行為の特定を行う。

第三条　弁明の機会

懲罰委員会は、前項の調査に基づき、違反行為が疑われる関係者に対し、特定された違反行為に対する弁明の機会を与える。

第四条　審査

懲罰委員会は、第二条、第三条に基づき、違反行為が疑われる関係者の行為が違反行為に該当するか審議し、当該関係者の行為が違反行為に該当する場合には、当該関係者を違反者と認定した上、罰則の検討を行い、理事長に報告し、罰則について理事会の承認を得る。

第五条　処分

懲罰委員会は、第四条で決まった処分を当該違反者に書面で通知し、処分を行うことが出来る。当該処分について、異議がある場合は、違反者は、２週間以内に、懲罰委員会に対し、文書を持って、異議を申し立てることが出来る。

違反者から異議の申し立てを受けた場合、懲罰委員会は、当該処分について、理事会で諮り、理事会が決定し、これを総会に報告する。

第六条　各委員会規程による処分

本懲罰委員会規程に基づく処分の他、各委員会規程又は規範において、関係者の処分に関する規定が定められている場合には、当該各委員会規程又は規範に基づいて、当該関係者の処分を行うものとする。

第七条　不服申し立て

違反者の処分に関する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」にしたがってなされるものとし、申し立ての期限は設けないものとする。

付則

１．　この規程は平成30年４月１日より施行する。

２．　令和3年6月27日改定